○泉佐野市奨学金貸付基金条例

昭和53年4月1日
泉佐野市条例第9号
改正　昭和54年3月31日泉佐野市条例第13号
昭和55年3月26日泉佐野市条例第6号
昭和57年3月31日泉佐野市条例第8号
昭和59年3月30日泉佐野市条例第7号
平成3年9月25日泉佐野市条例第29号
平成5年12月24日泉佐野市条例第39号
平成11年6月28日泉佐野市条例第17号
平成13年12月26日泉佐野市条例第22号
平成13年12月26日泉佐野市条例第28号
平成14年3月29日泉佐野市条例第12号
平成15年3月31日泉佐野市条例第5号
平成16年3月29日泉佐野市条例第9号
平成17年3月30日泉佐野市条例第7号
平成18年3月29日泉佐野市条例第8号
平成19年3月29日泉佐野市条例第8号
平成20年3月31日泉佐野市条例第10号
平成21年3月27日泉佐野市条例第8号
平成22年3月26日泉佐野市条例第11号
平成23年3月18日泉佐野市条例第8号
平成24年3月29日泉佐野市条例第13号
平成25年3月27日泉佐野市条例第16号
平成26年3月26日泉佐野市条例第6号
平成27年3月23日泉佐野市条例第11号
平成27年12月25日泉佐野市条例第37号
平成28年3月25日泉佐野市条例第13号

(設置)

第1条　泉佐野市奨学金(以下「奨学金」という。)の貸付けに関する事務を円滑かつ効率的に行うため、泉佐野市奨学金貸付基金(以下「基金」という。)を設置する。

(基金の額)

第2条　基金の額は、333,151,636円とする。

(貸付対象)

第3条　奨学金は、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する高等学校(特別支援学校の高等部を含む。)、中等教育学校の後期課程、高等専門学校、専修学校の高等課程、専門学校(専修学校の専門課程を含む。)、大学及び短期大学(以下「高等学校等」という。)に修学する希望があるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な者に対して貸し付けるものとする。

(貸付要件)

第4条　奨学金の貸付けを受ける者(以下「奨学生」という。)は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

(1)　本市に住所を有する世帯主の世帯に属する生徒で、経済的理由により修学が困難であること。

(2)　高等学校等に在学中であること。

(申請)

第5条　奨学生になることを希望する者は、泉佐野市教育委員会(以下「委員会」という。)に申請しなければならない。

(奨学生の選定)

第6条　委員会は、前条の規定により申請した者のうちから奨学生を選定する。

(貸付金額)

第7条　奨学金の額は、月額40,000円以内で委員会が定める。

2　奨学金は、年3回に分けて貸し付ける。ただし、委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(貸付期間)

第8条　奨学金の貸付期間は、高等学校等の正規の修業期間とする。ただし、委員会が特に必要があると認めるときは、その期間を延長し、又は短縮することができる。

(貸付けの停止)

第9条　奨学生が休学したときは、休学した日の属する月の翌月から復学した日の属する月の前月までの期間奨学金の貸付けを停止する。

(貸付けの廃止)

第10条　委員会は、奨学生が次の各号の一に該当したときは、奨学金の貸付けを廃止する

ことができる。

(1)　第4条に規定する要件を失ったとき。

(2)　この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(3)　傷病その他の理由により修学の見込みがないと認めたとき。

(4)　前各号のほか、委員会が貸し付けることが適当でないと認めたとき。

(返還)

第11条　奨学金は、その全部を無利子で返還しなければならない。

2　奨学生であった者は、貸付期間の終了の日の属する月の翌月から委員会が定める額を返還するものとする。ただし、奨学金の全部又は一部を繰り上げて返還する場合は、この限りでない。

3　前項の規定にかかわらず、特別な理由があると委員会が認めた場合は、納付月及び返還額を変更することができる。

第12条　奨学生が退学し、若しくは奨学金を辞退し、又は奨学金の貸付けを廃止されたときは貸付けを受けた奨学金の全部を返還しなければならない。この場合における返還方法については、委員会が別に定める。

(返還猶予)

第13条　奨学生であった者が、更に上級学校に進学したときは、本人の申請によって、その在学期間中奨学金の返還を猶予することができる。

2　傷病その他正当な理由のために奨学金の返還が困難と認められる者についても本人の申請によって相当の期間その返還を猶予することができる。

(返還免除)

第14条　奨学生又は奨学生であった者が、奨学金返還完了前に死亡したとき又は委員会が特別の理由があると認めるときは、奨学金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(遅延損害金)

第15条　奨学生であった者が奨学金を返還すべき日までに返還しなかったときは、遅延日数に応じ、民法(明治29年法律第89号)第404条に規定する利率で計算した遅延損害金及び督促に係る実費相当額を納付させることができる。

(委任)

第16条　この条例の施行について必要な事項は、委員会が定める。

付　則

1　この条例は、公布の日から施行する。

2　この条例による奨学金の貸付けは、昭和53年度以降の高等学校等の入学者から適用する。

付　則(昭和54年3月31日泉佐野市条例第13号)

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

付　則(昭和55年3月26日泉佐野市条例第6号)

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

付　則(昭和57年3月31日泉佐野市条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

付　則(昭和59年3月30日泉佐野市条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

付　則(平成3年9月25日泉佐野市条例第29号)

1　この条例は、平成4年4月1日から施行する。

2　この条例による改正後の泉佐野市奨学金貸付基金条例の規定は、平成4年度に入学する者に係る奨学金から適用し、平成4年度前に入学した者に係るものについては、なお従前の例による。

付　則(平成5年12月24日泉佐野市条例第39号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附　則(平成11年6月28日泉佐野市条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成13年12月26日泉佐野市条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成13年12月26日泉佐野市条例第28号)

(施行期日)

1　この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　改正後の第3条、第7条第1項及び第11条第2項の規定は、平成14年度に高等学校等に入学する者に係る奨学金から適用し、平成14年度前に入学した者に係る奨学金については、なお従前の例による。

附　則(平成14年3月29日泉佐野市条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成15年3月31日泉佐野市条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成16年3月29日泉佐野市条例第9号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する

附　則(平成17年3月30日泉佐野市条例第7号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附　則(平成18年3月29日泉佐野市条例第8号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附　則(平成19年3月29日泉佐野市条例第8号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附　則(平成20年3月31日泉佐野市条例第10号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附　則(平成21年3月27日泉佐野市条例第8号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附　則(平成22年3月26日泉佐野市条例第11号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附　則(平成23年3月18日泉佐野市条例第8号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附　則(平成24年3月29日泉佐野市条例第13号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附　則(平成25年3月27日泉佐野市条例第16号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附　則(平成26年3月26日泉佐野市条例第6号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附　則(平成27年3月23日泉佐野市条例第11号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附　則(平成27年12月25日泉佐野市条例第37号)

(施行期日)

1　この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　改正後の第7条及び第11条第2項の規定は、平成28年度に入学する者に係る奨学金から適用し、平成28年度前に入学した者に係る奨学金については、なお従前の例による。

附　則(平成28年3月25日泉佐野市条例第13号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。